

令和2年4月30日

(私立こども園及び小規模保育事業) 保護者 各位

神栖市長 石田 進
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う休園措置等による保育料の取扱いについて

日頃より当市の保育行政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由とした休園措置または登園自粛要請等に応じた欠席の際の認可保育所等の**保育料の減額の取扱い**につきまして、登園自粛要請期間が、5月7日(木)から5月31日(日)に延長しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 減額の適用期間(登園自粛要請期間)

令和2年3月2日(月)～令和2年5月31日(日)

※ 欠席について理由は問いません。(土曜日や臨時休園の日も含みます。)

2 減額対象者

神栖市在住で認可保育所等の0～2歳児クラスに在籍している児童

※ 神栖市在住であって、市外の認可保育所等を利用する場合の適用期間については、市外施設の所在する市町村が定める減額の適用期間に準じます。

3 保育料の計算方法

実際に登園した日数に応じて日割り計算となります。

保育料月額 - (保育料月額 ÷ 25日 × 利用日数)

4 還付(返金)方法について

保育料減額のための手続きは不要ですが、保育料の減額分の還付(返金)等の方法につきましては、利用中の施設にお問い合わせください。

なお、減額の適用期間が延長される場合には、ホームページ等でお知らせします。

問い合わせ先 神栖市子育て支援課 TEL0299-90-1206